

令和4年度 つきがたみかづき商品券発行事業実施要領

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた町内商工業者等の振興及び経営基盤の安定化を図るとともに、物価高騰などの影響を受けている個人消費者の購買意欲の拡大を促進し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、北海道が推進する「新北海道スタイル」の継続を目的として、プレミアム付「つきがたみかづき商品券」を月形町の支援の下、月形商工会が発行します。

2 商品券の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 名 称 | つきがたみかづき商品券（略称ーみかづき商品券） |
| (2) 発 行 者 | 月形商工会 |
| (3) 商品券額面 | 500円券 |
| (4) 販売金額 | 40,000,000円 |
| (5) 発行金額 | 52,000,000円（500円券×104,000枚） |
| (6) プレミアム率 | 30%（12,000,000円） |
| (7) 販売単位 | 1セット10,000円
（500円券×26枚入り 13,000円分） |
| (8) 販売数量 | 4,000セット
第1回 町内居住所限定 3,500セット
第2回 町外者限定 500セット
第3回 一般販売 第1回及び第2回の販売残 |
| (9) 販売期間 | 第1回 令和4年10月 2日（日）～ 7日（金）
第2回 令和4年10月11日（火）～14日（金）
第3回 令和4年10月18日（火）以降
（注）第1回及び第2回は販売数量に達し次第終了、第3回は第1回及び第2回の販売残があった場合に販売 |
| (10) 販売場所 | 第1回 販売開始日 月形町交流センター講堂
販売開始日翌日以降 月形商工会1階事務所
第2回及び第3回 月形商工会1階事務所
※販売時間 午前9時～午後5時 |
| (11) 購入者条件 | 高校生以上の個人（平成19年4月1日以前に生まれた方） |
| (12) 販売方法 | 購入申込書に住所・氏名・申込金額を記載し、現金で販売 |
| (13) 購入上限 | 第1回 町内居住者（1人） 4セット 40,000円まで
第2回 町外者限定（1人） 2セット 20,000円まで
第3回 一般販売（1人） 4セット 40,000円まで |
| (14) 使用有効期間 | 令和4年10月2日（日）～令和5年1月9日（月・祝） |
| (15) 取扱可能店舗 | 月形商工会会員を含む町内全事業所を対象に募集し、本要領に基づく取扱店として参加を希望する事業者 |
| (16) 手数料 | 取扱店登録に伴う登録手数料・換金手数料の負担はありません。 |
| (17) 取扱店条件 | 新北海道スタイル安心宣言及び北海道コロナ通知システムQRコードを事務所・店舗等に掲示（必須） |
| (18) その他 | 商品券発行に係るプレミアム分の町補助金の一部については、道の補助を受けて実施されています。 |

3 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 現金、商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (2) 国又は地方公共団体への支払い
- (3) たばこ、不動産や金融商品
- (4) 出資や債務
- (5) 仕入等の事業資金
- (6) 売掛金その他これに類するもの

4 商品券の取扱厳守事項

- (1) 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券は、第三者への転売又は換金を行うことはできません。
- (3) 商品券の額面以下の使用の場合であっても、お釣りはお渡しできません。
- (4) 発行者印・番号のないもの、有効期限を過ぎた商品券は無効となり受け取ることはできません。
- (5) 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とします。
- (6) 商品券での支払いを除外する商品等の選択は、取扱店において設定し、利用者へ向け掲示等を行い対応することとします。

5 取扱店参加資格

月形商工会会員並びに町内に事業所または店舗を有する事業者とします。

ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (2) 上記3「商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 取扱店であることが明確に分かるように、月形商工会が配付するステッカーを利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 北海道が推進する「新北海道スタイル」の実践に同意し新型コロナウイルスの感染予防の徹底に取り組むとともに、「新北海道スタイル」安心宣言及び北海道コロナ通知システムQRコードを利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (3) 新型コロナウイルス感染者のクラスター等が発生し、感染拡大防止のため自治体等から調査の協力要請があった場合は、協力してください。
- (4) 確認用として配付する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知して下さい。
- (5) 利用者が使用する商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。
偽造防止策が確認できない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに月形商工会に報告して下さい。
- (6) 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否して下さい。

- (7) 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店印又は代表者印を押印し、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否してください。
- なお、換金請求時に他店舗の店名等がある商品券が含まれていた場合、その分の換金請求には応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (8) 利用者から受け取った商品券の譲渡、売買及び再利用は行わないで下さい。
- (9) 月形町又は月形商工会が本事業に対して調査等を行うときは、報告等に協力して下さい。
- (10) この実施要領に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店の登録を取消すことがあります。また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求することがあります。

7 取扱店申込

(1) 申込方法

参加を希望される事業者は、この「募集要領」に同意のうえ、別紙「取扱店申込書」に必要事項を記入し、月形商工会に持参または下記のいずれかの方法で申請して下さい。「取扱店申込書」は、月形商工会ホームページからもダウンロードできます。

- ・郵送の場合（あて先）

〒061-0511 月形町1068番地 月形商工会

(2) 申込期限

令和3年8月24日（水）必着

※ 参加申込は8月25日以降も受け付けますが、8月25日以降のお申込みについでには、チラシ等紙媒体への掲載ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 取扱店の登録

申込のあった事業者は、審査を経て、取扱店として登録いたします。取扱店として登録した事業者には、店頭に掲示していただくステッカー、商品券見本、預り証見本等を後日配付します。

取扱店登録に伴う登録手数料・換金手数料の負担はありません。

8 商品券の換金

(1) 換金期間

令和4年10月3日(月)から令和5年1月13日(金)まで

(但し、土日祝祭日及び12月31日～1月5日を除く)

受付時間は、午前9時00分から午後5時15分までとします。

(2) 換金及び支払方法

商品券の裏面に店印若しくは代表者印を押印した使用済商品券を月形商工会に持参し、預り証を受領します。締日までに受領した商品券を下記の通り支払いします。

換金は口座振込となります。北海道銀行または北海道信用金庫口座へ振込とし、振込手数料は月形商工会が負担します。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。

※締日及び支払日

年 月		締 日	支 払 日
令和4年10月	1回目	10月11日（火）	10月14日（金）
	2回目	10月25日（火）	10月28日（金）

令和4年11月	1回目	11月 8日 (火)	11月11日 (金)
	2回目	11月22日 (火)	11月28日 (月)
令和4年12月	1回目	12月 6日 (火)	12月 9日 (金)
	2回目	12月20日 (火)	12月23日 (金)
令和5年 1月	1回目	1月 6日 (金)	1月13日 (金)
	最終	1月13日 (金)	1月18日 (水)

9 問合せ先

月形商工会 (〒061-0511 月形町1068番地 電話53-2341)

〈参考〉

月形商工会ホームページ

<https://tukisyoo.wixsite.com/tsukigata>

「新しい生活様式」の実践例 (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

「北海道スタイル」 (北海道ホームページ)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

「北海道コロナ通知システム」 (北海道ホームページ)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm>

「北海道スタイル安心宣言」 (様式)
※実施内容により適宜内容を変更し使用してください。

「北海道スタイル」安心宣言
私たち事業者は、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
「7つプラス1の習慣化」
に取り組みます！

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
2. スタッフの健康管理を徹底します。
3. 施設内の定期的な換気を行います。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ・一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス。
 - ・間仕切りなどの活用。
 - ・人数制限や空席の確保。
 - ・時差出勤、テレワーク など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組を
お客様に積極的にお知らせします。
(感染症対策の可視化(見える化))

+1. 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードをわかり
やすい場所に掲示します。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(店名)〇〇〇〇〇〇〇〇

**北海道コロナ通知システム
メールアドレス
ご登録のお願い**

北海道コロナ通知システムとは？
「北海道コロナ通知システム」は皆様が施設利用やイベント参加の際、
QRコードからメールアドレスを登録いただくこと、同じ日に同一施設を利用した方の中から
感染者が確認された場合、北海道からEメールでお知らせするものです。



月形商工会 (サンプル)

**取得情報
について**

- ・登録日時、場所、メールアドレスのみ取得します。
- ・感染拡大防止のため、60日を経過した時点で、速やかに削除いたします。
- ・氏名、住所、電話番号、年齢、性別(性別情報等)は一切取得いたしません。
- ・詳細はご登録の際に利用規約をご確認ください。

「メールで
お知らせする内容」

「店内で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、
その方の行動履歴を確認したとご本人(同一日に、あなた様も同一施設を
利用されていたことが確認されました。)にいつかの連絡をします。

北海道

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
©2021 DENSO WAVE CO., LTD. All Rights Reserved. Hokkaido Prefecture